



国の「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」と 「授業料等軽減補助金」

■国の支援金や給付金

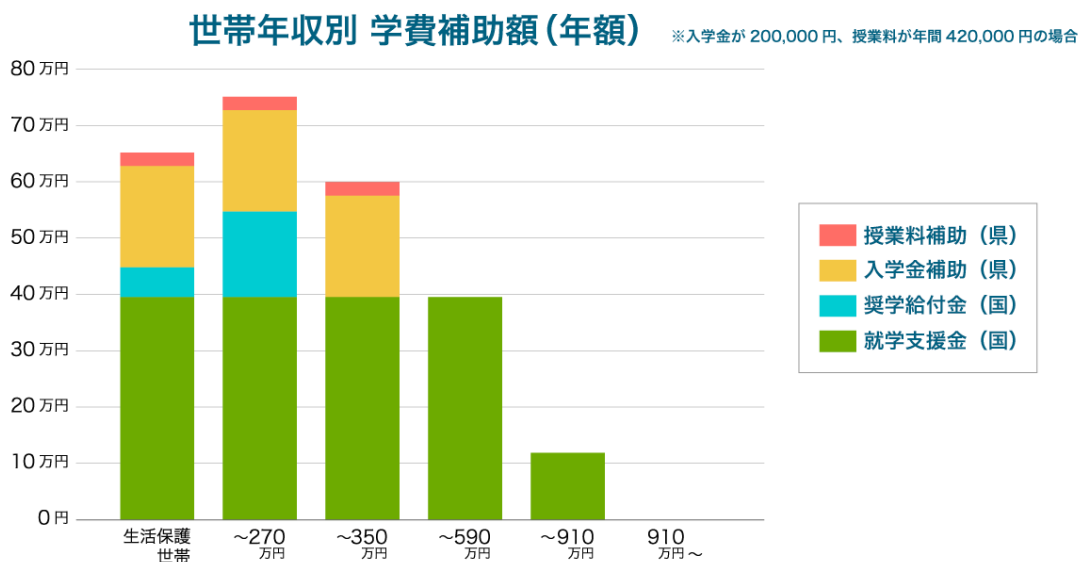
国の「高等学校等就学支援金制度」は、国公私立高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校 1 年次～3 年次の学費を軽減する制度です。就学支援金が拡充された 2020 年からは、年収 910 万円未満の家庭に対して、保護者の年収によって 118,800 円か 396,000 円が支給されます（国公立高等学校、公立中等教育学校後期課程の場合は、授業料相当分の 118,800 円を支給）。また、「高校生等奨学給付金」は、年収 270 万円以下の家庭には最大（第 2 子以降）で 152,000 円、生活保護世帯には 52,600 円が給付されます。

■県の授業料等軽減補助金（対象：県内の私立校に通学する県内在住生）

国のこうした支援金や給付金のほか、広島県では、「授業料等軽減補助金制度」として、①年収 350 万円未満の家庭に 180,000 円を上限として入学金補助金（初年度のみ）、②年収 350 万円未満の家庭に月 50,000 円を上限として、授業料が全額補助されます。

下のグラフは、年収別の国と広島県の給付金の合計を示したものです。

[広島県の授業料の平均 年額約 43 万円]



※世帯年収（目安）：両親の一方が働いていて、両親・高校生・中学生の 4 人家族をモデルとした場合のグラフです。

（家族構成により基準額が変わりますので、必ず自治体の HP をご覧ください）

■申請書類・申請時期について

就学支援金は、入学時に学校から案内があるので、入学後の4月に受給資格認定の申請をし、以降は保護者の変更、住所の変更等がない限りは原則手続不要です。申請には、「申請書」と「保護者等のマイナンバーを明らかにできる書類」が必要です。

支援金の支給額を判断するための家庭の所得状況の確認を1～3年次の7月頃に行います。高校生等奨学給付金もこのときに申請します。

授業料軽減補助金の申請は各私立校の裁量に任されていますが、補助年度の家庭の所得状況がわかる課税証明書が発行される6月～7月頃に申請することが多いようです。以降は、新しい課税証明書が発行されるごとに毎年申請が必要です。

申請は原則としてどちらも在学している学校を通じて行われます。学校から申請書などの案内が配布されますので、期限までに必要な書類を学校に提出してください。

【その他】

★家計が急変したとき、支援制度があります。詳しくは自治体にお問い合わせください。

※この情報は2023年6月時点のものです。

※参考：広島県 HP「令和5年度 私立高等学校授業料等の負担軽減について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/jugyouryoukeigen.html>